

ガバメントクラウド先行事業（セキュリティシステム）

公募要項

令和3年6月4日
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

第1 趣旨

デジタル庁が調達するガバメントクラウド等を活用し、地方公共団体全体の情報セキュリティ対策の強化がなされるよう、ガバメントクラウド等のセキュリティシステムの活用に係る課題の検証を行う先行事業を行うため、本先行事業に参加を希望する都道府県を公募する。

第2 事業の概要

1. 公募する事業の概要

(1) 対象都道府県

検証に協力を希望する都道府県

※次期自治体情報セキュリティクラウドについて複数都道府県による共同調達を予定しており、共同での活用を条件とする。

(2) 対象セキュリティシステム

- ・CDN（Content Delivery Network）
- ・WAF（Web Application Firewall）

※ CDN及びWAF以外のセキュリティシステムについても、参加団体の協力のもと、対象とすることができる。個別の条件については、別途協議するものとする。

(3) 先行事業の内容

次期自治体情報セキュリティクラウドの一部機能として、ガバメントクラウド等が対象セキュリティシステムを提供することにより、ガバメントクラウド等が提供するセキュリティ機能の提供に関する課題の検証を行う。

※ ガバメントクラウド等が提供する対象セキュリティシステムは、次期自治体情報セキュリティクラウド機能要件に準拠したものとするが、詳細は別途通知する。

※ 令和3年度中に検証が終了しない場合の令和4年度以降の取扱いについては別途通知する。

(4) 検証項目

以下の点について検証する。

- ・サイバー攻撃やシステム障害等時の国・地方の役割・連携方法を含め、効果的なセキュリティ対策の実施手法について検証
- ・運用に係る経費の削減等導入効果の検証

2. 要件

以下の要件を全て満たすこと。

(1) 参考資料「地方自治体によるガバメントクラウドの活用（先行事業）について」における内容等を理解し、検証に協力すること。

(2) 令和3年度中に次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行に関する取組を開始

- することを予定していること。
- (3) 次期自治体情報セキュリティクラウドについて複数都道府県による共同調達を予定していること。
- (4) 都道府県内の市町村においても本先行事業の参加について同意していること。
- (5) その他
- ・IT室（デジタル庁）及びIT室（デジタル庁）が指定する者による現地調査を受け入れること。
 - ・採択団体の担当職員は、事業実施状況を把握し、オンライン会議等の手法により、定期的（最低でも1カ月に1回程度を想定）にIT室（デジタル庁）へ報告すること。
3. 採択団体数
- 採択団体数は、応募状況と予算規模に鑑み決定することとする。
4. 国が提供するサービス
- 国は提供する対象セキュリティシステムについて、無償で採択団体（当該団体内の市町村を含む。）に利用させるものとする。

第3 応募手続

1. 応募手続

(1) 応募者

都道府県

※共同で応募する複数の都道府県の応募書類について、一団体が取りまとめるものとする。

(2) 応募に必要な資料

先行事業（セキュリティ）計画書

先行事業（セキュリティ）計画の必要的記載事項については次のとおり。

①公募団体名

②公募団体代表者氏名

③公募団体担当者名（所属・役職・氏名）と連絡先（電話・Eメールアドレス）

④公募団体の現行情報セキュリティクラウドの現況（システム提供事業者名等）

⑤先行事業（セキュリティ）の実施計画

ア. 次期自治体情報セキュリティクラウドを含めたセキュリティ対策の全体構成

イ. 次期自治体情報セキュリティクラウドを含めたセキュリティ対策導入のスケジュール・手順

ウ. 検証項目の検証方法

(3) その他補足資料

必要に応じて提出すること

(4) 提出期限

令和3年8月10日（火）17時

(5) 提出先

提出書類（先行事業（セキュリティ）計画書及び補足資料）は、「第6 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先」に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。

なお、提出を行った場合は電話にて提出した旨を連絡すること。

2. 実証事業の採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、実証事業を選定し、採択する。また、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出やヒアリングを求める場合がある。

(2) 選定のポイント

実証事業の選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

①公募する事業の内容に対する適切性・効果

応募の内容が、公募する事業の趣旨・内容に合致し、それに応じた効果が見込めるか。

②事業の実現性

次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行計画も含め、事業として確実な実施・運営が見込める内容となっているか。

③モデル性

他都道府県においても導入しやすいスキームであり、他都道府県への普及展開が見込めるようなものとなっているか。

④遂行能力

ア. 実証事業を遂行するために必要な人員・体制を構築しているか。

イ. 実証事業を実施するため、都道府県、都道府県内市町村、その他のセキュリティシステムを提供する事業者等との連携・協力体制が構築できているか。

ウ. 事業実施スケジュール、先行事業計画が無理なく組み立てられており、実証事業の確実な実施・運営が見込めるか。

⑤その他

その他特筆すべき応募内容があるか。

(3) 実証事業の採択

IT室（デジタル庁）は、実証事業を選定し、採択したときは、当該実証事業の提案者である採択団体に対して速やかにその旨通知する。

採択された実証事業については、下記合意書の締結時までには、必要に応じてIT室（デジタル庁）と採択団体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

なお、提案時に提出した先行事業（セキュリティ）計画自体に変更がある場合、「2.（2）選定のポイント」に定める各種項目が、選定時と同じ水準で引き続き担保できることが認められる場合に限り、変更を許容するものとする。

3. 実証に係る合意

(1) 実証に係る合意書の締結

採択された実証事業について、IT室（デジタル庁）と採択団体との間で、実証条件の最終的な調整を行った上で、実証に関する合意書を締結する。

※サービス提供に関する詳細は別途協議する。

(2) 実証期間

実証期間は、実証に係る合意書の締結日から令和4年3月31日までの日でIT室（デジタル庁）が別に定める日までとする。

第4 報告及び評価

1. 中間報告

採択団体は、IT室（デジタル庁）の求めに応じて中間報告を行わなければならない。当

該報告は、定期的な実施状況の報告（第2 2.（5）参照）とは別に、進捗状況の直接的な把握や、成果分析の方向性の検討及び将来的に全国の都道府県が利用できる汎用的な仕組みの検討を目的として実施する。

2. 成果報告及び終了評価

採択団体は、実証事業の終了後、成果報告書を IT 室（デジタル庁）に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 本事業に取り組むに至った背景、事業の概要
- ・ 実施体制、実施スケジュール
- ・ 事業成果
- ・ 直面した課題とその対応策・解決方法
- ・ 全国的に展開を行うために必要な事項

成果報告書をもとに、IT 室（デジタル庁）において終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、政府 CIO ポータル等で公開する場合がある。

成果報告書の提出期限は別途連絡する。

第5 事業スケジュール

実証事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・ 令和3年8月10日：先行事業の公募締切
- ・ 令和3年8月中旬：採択団体の決定、サービス提供に関する合意締結
決定後、順次先行事業開始
- ・ 令和4年3月：成果報告
- ・ 令和4年3月：令和3年度事業終了

第6 公募要項に関する問合せ先・応募資料提出先

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-3-1

東京虎ノ門グローバルスクエア 17 階

電話：03-3503-8407

Email：git-local_package@digital.go.jp

担当：圓増、岡部、上田